

地域おこし 協力隊活動日誌

古内 賢

47



令和を迎え、早くも半ばを過ぎてしまいました。皆さんもますますご健勝のことと御喜び申し上げます。

さて自分は、2年目の農作業を春先から始め、稲・カボチャ・ソバ播き作業などあつという間に6か月が過ぎ一段落ついた所です。

また、春先から栽培を学んでいたトマトをハウスで育て始めたほか、JA青年部に依頼されたオクラとピーマンの栽培にも挑戦中です。水田での作業との同時進行のため、夏本番を迎えた時を思うと少し不安になりますが、自分なりに根気よく頑張るつもりです。

まだしばらくは厳しい暑さが続くと思いますが、体調管理には充分気を付けてお過ごしください。

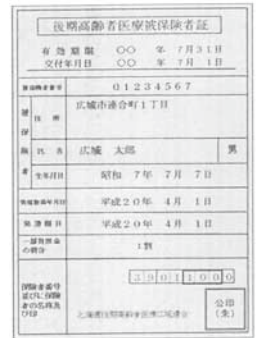


後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険証 (被保険者証) の一斉更新について ～

■保険証が新しくなります (桃色→橙色)

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。



- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、健康推進課医療助成係までお申し出ください。

新しい保険証は橙色です

■減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) も新しくなります (水色→黄緑色)

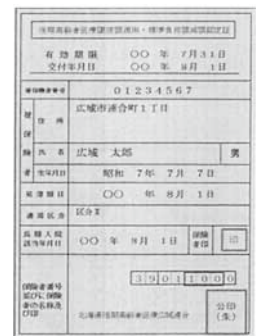
現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です



■限度証 (限度額適用認定証) も新しくなります (水色→黄緑色)

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

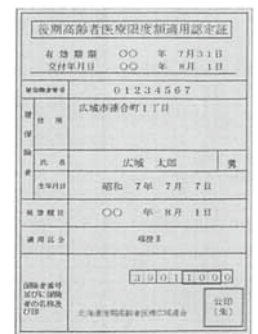
引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。

限度証の交付対象……次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上に被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です



●問い合わせ 医療助成係